

「知的障害」および「性」の構築に関する一考察 - 記述の規則性へのアプローチ -

The Study on the Construction of 'Intellectual Disability' and their 'Sexuality'
—The Approach to the Rule of Description—

京 俊 輔
Shunsuke KYO

要旨

1980年代ころより「知的障害児(者)の性」に関する国際的な研究や実践において、否定的な側面からのアプローチからの脱却および肯定的な視点からのアプローチを中心としたパラダイム転換がめざされるようになってきた。その流れをくみ、わが国でも研究や実践において上記視点からのアプローチが積極的に行われるようになってきた。しかしながら30余年たった現在も、知的障害児(者)の多くが「性」という側面にのみ焦点を当ててみても、社会的に制約を受けていると指摘され続けている。

なぜパラダイム転換の効果が見えないのか。本稿では、学術論文や文献等に見られる「知的障害」および「性」に関する記述の規則性に注目することを通じ、「知的障害児(者)の性」に付与される、「知的障害」および「性」の構築を検証する。特に本稿では、「否定的な言説」や「健全 対 知的障害」というこの分野における記述の特徴に焦点を当てることで、将来的なこの分野におけるパラダイム転換の可能性について言及していく。

キーワード：知的障害、性、記述、規則性、構築

はじめに

知的障害児(者)の人権は、たとえば「知的障害者の権利宣言」(1971)や「障害者の権利宣言」(1975)のなかで「人間の尊厳」に関する文言が盛り込まれたことに代表されるように、ノーマリゼーション理念の浸透とともに、1970年ころから国際的な枠組みのなかで保障されるようになってきた。

このような宣言が出された一方で、障害児(者)の、とりわけ知的障害児(者)¹⁾の「性」に関する人権への配慮は、国内外を問わず遅れをとってきた(山本 1998)。たとえば、知的障害児(者)の「性」および性的な行動に目をむけると、それらの多くは長年にわたり、「道徳性の欠如」などの否定的な見方がされ、人々によって恐れられ、かつ拒否されてきたという対応がとられてきたという側面を示すことができよう(Craft and Craft 1983a, [=1988], 山下 1987, 前田 1989)。1980年代に入ることにな

ると、それまでの否定的な見方をあらため、知的障害児(者)の性を肯定的にとらえようとする考えが生まれてきた。

もっと前向きに、この人達がどうしたら社会生活や性生活をうまくやっていけるのかを考え、彼らの潜在能力をどう引き出したらよいかを模索する方向に変わりつつある (Craft and Craft 1983a [=1988 : 19])

Craft and Craft の説明は、当時のそうした潮流のなかでのパラダイム転換の可能性を表現した一文であると考えられる。この流れをくみ、その後、わが国でも知的障害児(者)の「性」に対するとらえ方を変えようとする動きがしばしば見られるようになってきた。²⁾

しかしながら、わが国で発行されている学術論文や文献等を散見する限りにおいて、この 30 余年の間に、社会のなかで表現される「知的障害児(者)の性」には、あまり変化が見られていないことがうかがえる。つまり、これまでの研究や実践の成果からは、上述のようなパラダイム転換の効果を見いだすことは難しい。特に本稿の主要なテーマである「知的障害児(者)の性」に焦点を当てて見るだけでも、こんにちに至っても多くの知的障害児(者)は、なお社会から様々な制約を受けているという指摘は多い。同様に、「知的障害児(者)の性」に関する否定的なステレオタイプがなおも広く残っていることについて指摘されることも多い(全日本手をつなぐ育成会 2000, 林 2002, 中村 2003, 麦倉 2003)。

既述のような指摘がなぜ続くのか。またなぜ効果が十分に見られないのか。筆者は、これまでに言説³⁾へのアプローチを通じて、知的障害児(者)の性に付与される「問題」の構築過程を問い直してきた(京 2008)。その試みの中で見えてきたものは、福祉専門職が「問題」を構築する過程のなかにおいて、「専門家」の言説が権力をもっているという点である。つまり、「専門家—福祉専門職」の関係性のなかで、Foucault のいう「知と権力」の関係性を垣間見ることができる。

なお、本稿では福祉専門職を「専門家」に含めないという観点から、福祉専門職と「専門家」を区別して使用している。知的障害児(者)の「性」を支援する「専門職」として、Craft and Craft (1983b [=1987 : 63]) は、「医師、看護婦、教師、ソーシャルワーカー、精神科医およびカウンセラー」であると定義している。この定義には、「ソーシャルワーカー」、つまり福祉専門職が位置づけられている。しかしながら、こんにちの福祉専門職養成教育、とくに社会福祉士養成課程において、「性」の位置づけは十分であるとは言いがたい(三島 2005)⁴⁾。このことから、福祉専門職は本稿でいうところの「専門家」に位置づけることは難しいと考える。

さて、「専門家—福祉専門職」の関係性に注目すると、次の問が見えてくる。「知的障害児(者)の性」における「知的障害」および「性」の言表⁵⁾についても、専門家の言説により構築されている可能性はないのか。また「専門家 = 権力をもつ人々」の姿勢と

して、本来もとめられるであろう「自己の思想を真理として提示するのではなく、読者が生きる上で役立つことのできるツールとして提供するという姿勢」(中山 1996 : 138) は成立しているのか、これらの点について確認することが必要だと考える。

1 ノーマリゼーションの浸透のなかで

上記視点から検証する前に、これまでの研究に散見できる「知的障害」および知的障害児(者)の「性」の構築過程に関する論調を、やや簡略的ではあるが以下に整理していきたい。

ノーマリゼーションの浸透という観点からみると、これまでに「知的障害」および「性」の構築に関してアプローチがされてこなかったわけではない。たとえば Wolfensberger (1981[=1982]) は、「重度障害者の社会—性的ニードへの対応」として、デンマークやスウェーデンの文化が受け入れている重度障害者や重度知的障害者の性と北米文化で受け入れられていない現状とを比較する中で、次の5点が、「知的障害」および「性」の構築に影響を与えてきた要因であると整理する。

優生学的伝統

不的確な親になることへの恐れ

精神遅滞者を疑似人間としてみる見方

社会 性的関係と結婚に対する自己中心的な理解

宗教 神学的な反対

Wolfensberger は、それぞれの要因について次のように説明する。「優生学的伝統」は「ある種の逸脱した人、および精神遅滞者は、出産しない方がいい、という一般的な風潮」(Wolfensberger 1981[=1982 : 252])、「不的確な親になることへの恐れ」は、「彼らのほとんど、あるいは多数は、結婚して子どもはもつことはできるが、親としては欠陥がある」(Wolfensberger 1981[=1982 : 253]) という考えである。「精神遅滞者を疑似人間としてみる見方」については、「動物的な性質やスキルをもつ」「学習能力が劣る」「美的感覚を欠如している」(Wolfensberger 1981[=1982 : 34]) などの理由から、非人間化されてきた側面についての指摘である。「社会—性的関係と結婚に対する自己中心的な理解」は、「重度障害者の社会—性的関係および結婚は、障害をもたない人たちがイメージするものとかげ離れたものであろうという理由で、反対される」(Wolfensberger 1981[=1982 : 255]) という考えである。「宗教—神学的な反対」は、宗教的観点からの、「性的関係をもつことが身体的に可能か、結婚や結婚関係ということを知的に理解できるか」(Wolfensberger 1981[=1982 : 256]) という問に対する否定的な見解から生み出されたものである。

わが国における「知的障害」および「性」の構築を考える上で、Wolfensberger の考

えをそのまま引用することは、文化の違いなどの観点から考えると必ずしも望ましいことではない。しかしながら、わが国でも上述の Wolfensberger と同じような表現に出会う。たとえば茂木（1998：286）は、「障害者、特に知的障害者の性は、この障害をもつ人の存在そのものが、社会の重荷、社会の脅威であるというイデオロギーの根拠の一つとされ、否定的に扱われた歴史的期間が長い」と説明し、Wolfensberger と同様の立場が取られてきたことを主張する。同様に河東田（1999b：126）も、「19世紀末から今世紀初頭にかけて吹き荒れた『優生学的思想』と『無性の存在』としての彼らに対する差別的人間観が影響している」と説明してきた。

2 研究方法

Wolfensberger や茂木、もしくは河東田のとらえ方に則れば、わが国でも、少なくとも「知的障害」および「性」に関して、優生学的思想などにより歴史的に否定的にとらえられてきたことは確かであり、それを引き金に多くの虐待や差別が生み出されたという事実もある⁶⁾。しかしながら、その歴史的な影響だけをパラダイム転換の効果が見られない要因に限定することは難しい。社会構築主義⁷⁾の視点から「性」に関する研究を展開してきた赤川（2006）の言葉を借りるとすれば、次の点においてかれらの視点には限界があり、歴史的背景とは異なる視点からの接近が求められる。

たとえ社会的位置を異にしている、互いに知己であるわけでも影響関係にあるわけでもない人びとが、どうして同じような語りを行ってしまうかが問題なのである。「誰が語るか」ではなく、「誰が語っても、なぜ似たような言説になってしまうのか」。ここでは、人びとの言説実践に斉一性・規則性（「秩序」と言い換えてもよい）を与える何ものかの存在が問われている。（赤川 2006：43）

知的障害児（者）の性に関する学術論文や文献等が頻出されるようになってきた昨今ではあるが、なぜ変化がほとんど見られないのだろうか。とくに「誰が語っても、なぜ似たような言説になってしまうのか」、この点を明らかにしていく必要がある。本研究は、「知的障害」、「性」をキーワードに蒐集した文献を概観し、この研究領域で支配的となっている「知的障害」および「性」（以下、「『知的障害』および『性』」とする。）について「記述の規則性」という視点から整理していく。なお、本稿では上述の点を整理するために、これまでに展開されてきた言説分析に関する研究の中からは、次の社会構築主義にもとづく二つの研究を参考にしている。一つは記述の反復に焦点を当てた坂本（2002）の言説分析、もう一つは、「他の語との関係」が「現実」の構築に影響するという点に着目した Gergen（1999[=2001]）の研究である。

本稿は、主に言説の記述に焦点化することを通じたアプローチとなるわけだが、特に専門家の記述に焦点をあてるという試みについては、賛否が分かれるところ承知をして

おく必要があるだろう⁸⁾。しかしながら、本稿の主題でもある「知的障害」のある人が、自ら言語を通じてクレーム化を試みることは、その障害特性ゆえ非常に難しい。そこでアプローチ方法の一つとして、あえて記述に焦点をあてるということの意味を見いだすこともできよう。

3 規則性へのアプローチ

(1) 「性」に対する否定的な言説の反復

「記述の規則性」という観点から坂本(2002)は、メディアのなかでも特に新聞記事をもとにした言説分析を展開し、同じ構成の記述の反復による言説の構築を説明した。坂本の論は、主にメディアにより構築されるスポーツ選手像や、スポーツ大会の放映を通じて構築されるナショナリズムを取り上げており、本稿とは対象とするテーマが異なる。しかしながら、構成の反復に焦点を当て、その上で特に新聞紙面上に登場した見出しの言葉の種類や数がナショナリズムの構築に及ぼす影響について検証している点は、「知的障害」および「性」の構築過程を検証する上で参考になるだろう。

同じ構成の反復は、イベントを強調し、記憶させ、視聴者に、一定の予測と期待を抱かせるという効果をもつ(坂本 2002: 94)

さて、「知的障害」および「性」に関する記述は、学術論文や文献等に頻出する。「構成の反復」を意識するならば、坂本の論を「知的障害」および「性」の構築についてあてはめても同様のことがいえる可能性は高い。つまり同じ構成の論調や同じ構成の話題が反復することで、読み手に対して一定の予測と期待(この場合は像)を抱かせるという解釈が成立する可能性を指摘できよう。

坂本の視点に基づいて学術論文や文献等に目を向けると、知的障害児(者)の「性」に対する否定的な言説の記述が頻出することに気づく。そこで、本項では、この否定的な言説に焦点を当て、以下にその反復を検証してみたい。

知的障害児(者)の「性」に対する否定的な言説は、麦倉(2003)の説明を手がかりとするのならば、「純潔性」と「節度のない性」に代表される⁹⁾。たとえば「純潔性」に関する言説は、Craft and Craft(1983b[=1987: 5])の「精神遅滞児(者)の親の多くは、自分の子は一生子どもそのままであれば、それでよいと思っている。ある親は、『無垢なら無垢のままいてほしい。リーダーや教師が教えるのに熱心なあまり、あの子の天真爛漫な心を「おとなの考え」で汚さないでほしい』」という記述があてはまるであろう。このような言説は、わが国の専門家の記述からも読み取ることができる。たとえば「心が純粋だから汚れてはいけない」(障害者の生と性の研究会 1996: 35-6)¹⁰⁾という言説がこの場合あてはまるであろう。

「節度のない性」について、ここでは「性の成熟に関する否定的な言説」と「性衝動

のコントロールが犯罪へとつながるような言説」を例示しておきたい。前者は、たとえば「性についての問題には一切関心を示すはずがないと思われる場合が多い」（Craft and Craft 1983b[=1987：14]）という言説に代表され、前述の「純潔性」同様にわが国の学術論文や文献等には、この点についての記述も多い¹¹。後者についても同じような傾向が見受けられ、「男女の関係は必ず性交に進むか、その機会がなかったり欲求を満たす実際的な知識・技術をもっていなければ、欲求不満に陥るか」（Craft and Craft 1983b[=1987：118]）という言説に代表され、同様の表現は、学術論文や文献等のなかに頻出する¹²。これらの言説は、異なる論者による記述を通じたものであることから、単に反復とは言い難いかもかもしれない。しかしながら、記述の方法は異なっているとはいえ、「専門家」という一つのカテゴリーに属するであろう人たちから、この30年近くにわたり、近似の言説が頻繁に発せられてきている。前項で紹介した坂本の論をふまえると、これら言説の頻発は、「専門家」による「反復」ととらえることもできよう。そうであるならば、読み手のなかの「知的障害」および「性」の構築過程に影響しているという可能性を指摘できるだろう。なお、さらにこの点については、Burr（1995[=1997]）の主張する社会構築主義の視点が参考になる。

シンボリック相互作用論にとって基礎的なのは、人びととしてのわれわれは、自分自身およびお互いのアイデンティティを、社会的相互作用における日常的なお互いの出会いを通じて構築する。（Burr 1995[=1997：15]）

この考えに則せば、「専門家」の記述と「読み手」との関係は、社会的相互作用の一端を担っているとみることもできる。また一方で、これら学術論文や文献等を紐解くと多く目にする上述のように反復される言説は、Burr の言葉を借りるとすれば、「専門家」と「読み手」、もしくは「否定的な言説」と「読み手」の「日常的なお互いの出会い」ともつながりのあることは想定できる。つまり、「読み手」にとっての「知的障害」と「性」は、記述というシンボリックな相互作用を通じて構築しているということがいえる。しかし、ここである疑問が生まれる。

これまでの論調のなかで研究者のほとんどは、言説のような状態は「ない」あるいは、「ほとんどない」ということを一貫して主張している。つまり、既述のような言説に対し批判的な立場からの論述が大半を占めている。とはいえ、なぜ読み手のなかの「知的障害」および「性」の構築過程に影響しているといえるのか。この点について、馬場（2001）は次のように主張する。

言語行為論は解釈が文法によってあらかじめ決定されているのではなく、遂行的次元における不確定なプロセスのなかで、作品と読者との「相互行為」を通してそのつど決定されるということを強調する。（馬場 2001：49）

たとえ専門家が批判的視点から「知的障害」および「性」を取り上げたとしても、それらが、「知的障害児（者）像を構築しない要素となる」というプロセスには直接的に結びつかないという可能性を否定できないことになる。つまり、いかなるかたちであれ、「知的障害」および「性」を描いていること自体が、それらを構築するための一助となっている可能性はめぐいきれない。

(2) 「健常」と「知的障害」の構図

次に検討するのは、本研究で参考としている第二の視点である、「他の語と関係」を通じた「知的障害」および「性」の構築である。Gergen (1999[=2001: 43]) は、「他の語との関係」を通じた「現実」の構築について、「言語は自己完結したシステムであり、それぞれの語の意味は、他の語との関係に依存する」と説明する。この Gergen の説明をふまえると、「語の意味」の構築過程では、「他の語との関係」が重要な役割をもつ。Gergen (1999[=2004: 123]) は、Willis (1977) の研究から、「労働階級の少年たちが結束して、自分たちを上流階級から区別し、自分たちのほうが優れているような世界を構成していること」を見いだした。そこで少年たちは、「俺たち」と「あいつら」という「対立の存在論」を用いた。その対立の構図のなかで行われてきたシンボリックな相互行為を通じて、少年たちは、「さまざまな価値観をもったグループや人間が住まう世界—を作り上げ」ていった (Gergen 1999[=2004: 124])。

この点をふまえ、Gergen の言う「他の語との関係」という視点であらためて学術論文や文献等に対峙すると、記述の規則性という側面から、「健常 対 知的障害」という構図が見えてくる。

前節で紹介した、麦倉の「純潔性」と「節度のない性」を手がかりに、それらに該当すると思われる専門家の言説からいくつかの例を挙げて考えてみたい。なお、論の展開の都合から、各引用前に筆者により A~D のアルファベットを付している。

- A 障害者は汚い世界は知らなくていい (障害者の生と性の研究会 1996: 35)
- B 知的しょうがいをもっている人たちは、性的要求なんてもってない (Johansson and Folkesson 1980[=1994: 14])
- C もし仮に、性的に成熟しても、彼らには、性的成熟を統御できる力がない (またはない) (河東田 1994: 44, 1999a: 109, 1999b: 127)
- D 知的障害のある人は、性的な要求をコントロールできない (全日本手をつなぐ育成会 2000: 87)

この A~D のような言説が「健常 対 知的障害」の構図に当てはまるものであると

考えられ、この構図は、前項で述べた否定的な言説と同様に学術論文や文献等のなかに反復して記述されている。Aは「障害者」という広い概念を、Cは主語が曖昧な「彼ら」という表現を使用しているが、文脈上の意味から推察すると、ここではそれぞれの意味するものが「知的障害」児（者）であると解釈することができる。このことから、A・Bは、第3節にて引用した麦倉（2003）の分類で言うところの「純潔性」に、C・Dは、「節度のない性」にそれぞれ含めることができると考える。また一方で、対比される語が言語化されてはいないものの、これらA～Dには共通して「～と比較して」という表現が見えてくる。それでは「～と比較して」に該当するものは何か。この点については、「純潔性」にカテゴリー化することのできるであろう言説のうち、上記以外の言説から可能性を導くことができる。

障害児は普通児と同じように性の成熟があるのか（城谷 1981：102）

障害児の性は健常者のそれとは違うのではないか（藤原 1994：12）

これら二つの言説には、「普通」および「健常」という語が存在し、直接的に「知的障害」と比較している言説だととらえることができる。一方で、上述のA～Dの言説に目を向けると、そこからは「普通」もしくは「健常」という表現を見ることができない。しかしながら、城谷および藤原の用いた言説をふまえると、専門家がこれらA～Dの言説を記述するとき、「対 普通」もしくは「対 健常」を想定しているという前提が見えてくる。つまり「～と比較して」に該当するものは、「普通」または「健常」という表現であると考えられる。その結果、表現上は包み隠されているが、A～Dの言説には、「健常 対 知的障害」という構図が暗黙のうちに成り立っているといえる。Gergenの説明をふまれば、長年にわたりこの構図を「専門家」が記述してきたことにより、「健常」と「知的障害」という「人間が住まう世界」を作り上げられてきたという一面が見えてくる。つまり、これらのことから、専門家自身が「健常 対 知的障害」という構図から脱却できていないまま、この分野を牽引してきてしまったという側面があることを指摘できよう。

4 考察

あらためて本稿の視点について確認しよう。第一の問は、専門家の言説が、「知的障害児（者）の性」における「知的障害」および「性」の言表を構築している可能性であった。専門家の言説にのみ着目した本研究ではあったが、言表の構築ということに焦点を当てて考えてみると、本稿で指摘してきた規則性は、Foucault（1969[=2006]）のいう言説の機能が果たす役割とゆるやかに関係してくる。

意味付与され、使用され、反復される空間のうちに言表を宿らせる。(Foucault 1969[=2006 : 161])

あらためて言うまでもないが、本稿でこれまで取り上げてきた「知的障害」および「性」に関する記述のほとんどは、それを批判するために多くの「専門家」が記述してきたものである。とはいえ、「知的障害」および「性」の構築を考えたとき、これら言説が「知的障害児(者)像を構築しない要素となる」ことには必ずしも結びつかない。また、これらの言説が反復されることにより、読み手である福祉専門職や教育者、保護者などの立場の人たちのなかの「知的障害」および「性」が構築されてきている可能性も指摘することができよう。さらに「健常」と「知的障害」を対比させることにより、「知的障害」の存在を強く印象づけてきた可能性も指摘できるだろう。

第二の間である専門家の、「読者が生きる上で役立てることのできるツールを提供するという姿勢」(中山 1996 : 138)は成立しているのか。そもそもここで言うところの「読者」とは誰なのか。学術論文や文献等の「読者」であることに照らすと、「読者」には福祉専門職が含まれてきたことは推察できる。

われわれの使う語は、恣意的な意味を持つのかもしれないが、ひとたび語に特定の意味が付与されるようになると、それらの意味はその関係において『固定され』るので、その結果同一の語はいつも同一の意味をもつ(Burr 1995[=1997 : 59-60])

「知的障害」および「性」が構築される要素についてあらためて考えてみると、意味の「固定化」が記述によって行われてきた可能性を見いだすことができる。特に福祉専門職に限定して言えば、ほとんどの福祉専門職は知的障害児(者)の「性」に関して無知の状態であるといえる。その結果、「専門家」の意図しない意味が固定化され、「専門家」の意図しない方向へ進んでいるという可能性は否定できない。その一方で、これまでに筆者(2008)は、知的障害児(者)に付与される「問題」の構築過程において、「専門家」の例示する否定的ステレオタイプは、結果として専門化された「問題」の構築およびそれへの介入の根拠として機能している可能性について指摘してきた。ここまでの論調と併せて整理すると、「専門家」の姿勢は、「知的障害児(者)が生きる上で役立てることができるツール」を提供するよりむしろ「福祉専門職が生きる上で役立てることができるツール」を提供したに過ぎないのではないだろうか。

本稿冒頭にて筆者は、パラダイム転換の取り組みと効果について言及してきた。これまでに明らかにしてきたことをふまえ、こうした記述を行ってきたのは、いわゆる「専門家」であることをわれわれは認識する必要があるだろう。では、あらためてパラダイム転換の可能性に言及するのなら、何が求められるのだろうか。

専門家による「診断」は多くの場合、「問題」の意味を固定化する上でもっとも大き

な役割を果たす。専門家の言説は、素人の行う多様な解釈を排除して自身の正当性を主張する。こうして、「問題」は確固たる現実となる（野口 2001：61, 2005：57）

上記の引用から、「診断」を「言説」に、「問題」を「知的障害」および「性」に置き換えたとき、本稿でいうところの「知的障害」および「性」の構築があらためて明確になる。¹³⁾つまり、繰り返しになるが、「知的障害」および「性」のパラダイム転換が浸透していかない一つの要因は、記述が社会的構築の一助となるという意識の欠如、もしくは意識を欠落した状態で「専門家」が言説を記述してきたことにある。当然本稿も記述をすることによって、「作品と読者との『相互行為』を通してそのつど決定される」（馬場 2001）という過程においてその一翼を担ってしまっている点は否めない。

いずれにせよ、重要なのは、別の言説を再構成し、聞こえる声を内部から生気づける無言の、ささやくような、豊かな言葉を再発見し、書かれた数行の間隙をめぐり、ときにはそうした数行をひっくりかえす、些細で目に見えぬテキストを再建することである。（Foucault 1969[=2006：45]）

パラダイム転換をめざしてきたのは「専門家」であり、一方で「知的障害」および「性」を確固たるものとしてきたのも同じく「専門家」であることを考えれば、言説の再構築から取り組む必要があるのではないだろうか。

おわりに

本稿第3章第2項にて「専門家」の記述には、「健常」と「知的障害」の対比があることを指摘したところであるが、このような構図は至る所に存在しているといえよう。しかしながら語ることを能力的な面からも苦手とする知的障害児(者)に立ってみると、かれらが自ら声を発し、そこから脱却しようと試みることは、われわれが考えるよりはるかに困難であると考えられる。そこで、「専門家」および福祉専門職は、次の橋爪（1996）の主張を意識していく必要があるだろう。

行為する本人にとっての意味（行為者の思念する意味）と、行為に関わる周囲のひとが受け取る意味、さらに行為を観察する第三者（研究者）の受けとる意味は、同一のものなのか？（橋爪 1996：8）

さて、福祉専門職の代表でもある社会福祉士の倫理綱領が2005年に改定されている。「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領解説書」を紐解くと、「利用者に対する倫理責任」として、「1-3. 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。」（日本社会福祉士会倫理委員会 2006：9）と

いう規範が提示されている。ここでいう「性的接触・行動」については、あらためて検討する必要があるが、少なくともこれらの福祉専門職は、「性に関して無知な存在」であってはならないということが示されているといえよう。福祉専門職は、これからも「専門家」の記述を拠り所にする人が多いと考えられる。言説を記述する「専門家」は、そのことを念頭に置いて、「テキストの再建」を試みるのが求められるだろう。それがひいては、この領域におけるパラダイム転換の一助となるだろう。

【注】

- 1) 本稿では、引用箇所によっては、「精神薄弱」および「精神遅滞」という語を用いている。使用した文献の社会的背景も加味して、あえて原文に手を加えずにママ表記にしている。
- 2) たとえば『実践障害児教育』(1988)や『発達障害研究』(1992)、『障害者問題研究』(1998)をはじめとした研究雑誌を中心に、これまでに「知的障害」および「性」を主要なテーマとした特集が組まれてきた。それ以降もそれぞれの研究雑誌上では、たびたび「性」をテーマに「Q&A」「事例検討」などの取り組みを行ってきている。
- 3) たとえば Foucault は、言表と言説の関係について次のように説明する。「あらゆる言表の一般的領域を指す場合もあれば、諸言表の個別化しうる群を指す場合もあり、いくつかの言表を説明する規整された実践を指す場合もある」(Foucault 1969[=2006: 120])
- 4) 三島(2005: 270)は、特に社会福祉士養成課程の教科書に着目し、「セクシュアリティに関する事柄(それは問題と認識される場合が多い)に直面したとき、これらの教科書に物足らなさを感じた」と述べている。
- 5) Foucault は言表について、次のように説明する。「最終的、分解不可能な、それ自身において分離されうるような、また、それと相似た他の諸要素との間で連関が成立しうるような、一つの要素として現れる」(Foucault 1969[=2006: 121])
- 6) 知的障害児(者)の性に対する優生学的な思想から派生した虐待や権利侵害などについては、河東田(1999a, 1999b)、阿部(2001)に詳しい。またこの点については、次の新聞記事が参考になるであろう。代表的なものを列挙するにとどめるが、特に障害者に対する強制子宮摘出手術は、国内外を問わず、これらの思想を大きく反映していた結果だったといえよう。
「障害者から正常子宮摘出」毎日新聞(1993年6月12日)
「親や施設が困るから」毎日新聞(1993年6月12日)
「文部省が調査を始める知的障害者の子宮摘出」毎日新聞(1993年6月15日)
「人間見失った強制不妊の闇」読売新聞(1997年9月2日)
- 7) 「社会構築主義」は、"constructionism"もしくは"constructivism"と表記されるものである。しかしながらそれらを明確に区分することは難しく、完全に定まった訳語はないとされる(中河 2001)。そのため近年は、「社会構築主義」と「社会構成主義」という訳語が用いられることが多い。中河の説明に基づき、本稿では「社会構築主義」という訳語にて統一した。
- 8) たとえば、記述だけに焦点をあてることの限界について田中(2006)は、社会構築主義の根本命題を「ひとびとの記述という営みこそが、(記述されるものの)意味や事実性をつくりあげる(構築する)」(田中 2006: 233)と断った上で次のように説明する。
行為の意味(その行為が何であるか)は、相互行為的に決定されるし、社会的に構築される。そのことは、間違いなく正しい。しかしながら行為の意味が社会的に構築されるのは、行為を記述するような営みによってではない(原文ママ)、ということ肝に銘じておかなければならない。(田中 2006: 236)
- 9) 筆者は、麦倉の説明を手がかりとし、「純潔性」と「節度のない性」という分類を、「記述の特徴を簡潔に表現している」と説明した。本来なら「もっとも」という言葉を用いたところだが、本稿では行っていない。麦倉の分類は、本稿で論じてきたように、意

味上の分類としては有効なものとなる。しかしながら、「健常 対 知的障害」についてまで言及するに至っていなかったことから、あえて本稿では上述の表現を避けて参考した。

- 10) たとえば同様の記述は、城谷 (1981)、藤原 (1994)、河東田 (1994, 1999a, 1999b) に見られる。
- 11) 同様の記述は、Johansson and Folkesson (1980 [=1994]), (城谷 1981), 藤原 (1994), 河東田 (1994, 1999a, 1999b) に見られる。
- 12) 同様の記述は、McCarthy and Fegan (1984 [=1985]), 河東田 (1994, 1999a, 1999b), 茂木 (1998)、任海 (1998)、村瀬 (1998)、全日本手をつなぐ親の会 (2000) に見られる。
- 13) またこの点に関しては、児島 (2006: 22) の「他者の抱え持つ問題は、語る主体の割り当てられた位置によって、固有の言説に回収され、共約可能なものとして再編成される」という説明も、この場合の「知的障害」および「性」の構築という側面において重要な示唆となるだろう。

【引用文献】

- 阿部美樹雄 (2001) 『よくわかる知的障害者の人権と施設職員のあり方』大揚社。
- 赤川学 (2006) 『構築主義を再構築する』勁草書房。
- 浅野智彦 (2001) 『自己への物語論的接近——家族療法から社会学へ』勁草書房。
- 馬場靖雄 (2001) 「構成と現実 / 構成という現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編 『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, pp.43-57。
- Burr, V. (1995): *An Introduction to Social Constructionism* 田中一彦訳 (1997) 『社会的構築主義への招待——言説分析とは何か』川島書店。
- Craft, A. and Craft, M. (1983a): *Handicapped married couples — A Welsh study of couples handicapped from birth by mental, physical or personality disorder*. 飯島十郎監修 (1988) 『レポート 障害者の性と結婚生活——イギリスにおける実証的研究』瑞穂社。
- (1983b): *Sex Education & Counseling for Mentally Handicapped People*. 田川元康監訳 (1987) 『精神遅滞児 (者) と性教育』岩崎学術出版。
- Foucault, M. (1969): *L'archéologie du savoir*. 中山雄二郎訳 (2006) 『新装新版 知の考古学』河出書房新社。
- 藤原浩 (1994) 「養護学校中等部における指導計画と実践」『実践障害児教育』254, pp.12-5.
- Gergen, K. (1999): *AN INVITATION TO SOCIAL CONSTRUCTION*. 東村知子 (2004) 『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版。
- 橋爪大三郎 (1996) 「言語 派社会学」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸ほか編 『知の社会学 / 言語の社会学』岩波書店, pp.1-33.
- 前田志寿代 (1989) 「性と性教育」服部祥子編著 『障害児と性 思春期の実像』日本文化科学社, pp.142-187.
- 林佳苗 (2002) 「知的障害のある女性のライフスタイル」『教育福祉研究』8, pp.47-57.
- Johansson, E. K. and Folkesson Y. (1980): *VI TALAR OM SEX Studiehandledning* 河東田博・河東田誠子訳 (1994) 『性について話しましょう——知的障害をもつ人々のために』大揚社。
- 片桐雅隆 (2000) 『自己と「語り」の社会学——構築主義的展開』世界思想社。
- 河東田博 (1994) 「スウェーデンにおけるノーマリゼーションの理論の展開——知的しょうがい者の性と結婚問題を中心として」『季刊 TOMORROW』9 (1), pp.43-53.
- (1999a) 「知的なハンディをもつ人々の権利擁護と性・結婚」『四国大学論集』99, pp.107-20.
- (1999b) 「性の権利と性をめぐる諸問題」松友了編 『知的障害者の人権』明石書店, pp.123-45.
- 児島亜紀子 (2006) 「他者について」『社会問題研究』55 (2), pp.19-29.

- 京俊輔 (2008) 「知的障害児(者)の性に対する「問題」付与過程の批判的検討——社会構築主義的視点による脱構築への接近」『社会問題研究』57(2),印刷中.
- McCarthy, W. and Fegan, L. (1984): *Sex Education and the Intellectually Handicapped*.
飯田貞雄・山口勝弘訳 (1985) 『ちえ遅れの人の性教育』学苑社.
- 三島亜紀子 (2005) 「誘いの受け方、断り方」倉本智明編 (2005) 『セクシュアリティの障害学』明石書店, pp.268-291.
- 茂木俊彦 (1998) 「新しい課題としての障害者の性教育」『障害者問題研究』25(4), pp.286-7.
- 麦倉泰子 (2003) 「障害とジェンダーをめぐる複数の視線——知的障害を持つ男性のセルフ・ストーリー」桜井厚編 『ライフストーリーとジェンダー』せりか書房, pp.45-64.
- 村瀬幸浩 (1998) 「人間にとっての『性』——学びの筋みちを考えるために」『障害者問題研究』25(4), pp.288-96.
- 中河伸俊 (2001) 「Is Constructionism Here to Stay?——まえがきにかえて」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編 『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, pp.3-24.
- 中村昭代 (2003) 「《講座》知的障害児・者の性 発達課題に応じた『性』の指導について (第1回)」『育誠』361, pp.2-5.
- 中山元 (1996) 『フーコー入門』ちくま新書.
- 西阪仰 (1996) 「相互行為のなかの非対称性」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸ほか編 『権力と支配の社会学』岩波書店, pp.47-66.
- 野口裕二 (2001) 「臨床的現実と社会的現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編 『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, pp.43-57.
- (2005) 『ナラティヴの臨床社会学』勁草書房.
- 坂本佳鶴恵 (2006) 「メディアが編む国家・世界そして男性——サッカーゲームの言説分析」佐藤俊樹・友枝敏雄編 『言説分析の可能性』東信堂, pp.89-121.
- 社団法人日本社会福祉士会倫理委員会 (2006) 『社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領解説書』.
- 城谷正雄 (1981) 『障害児の健康と性教育』青木教育叢書.
- 障害者の生と性の研究会編 (1996) 『知的障害者の恋愛と性に光を』かもがわ出版.
- 田中耕一 (2006) 「構築主義論争の帰結——記述主義の呪縛を解くために」平英美・中河伸俊編 『新版 構築主義の社会学——実在論争を超えて』世界思想社, pp.214-38.
- 任海園子 (1998) 「障害児の性教育の到達点と課題」『障害者問題研究』25(4), pp.297-304.
- Wolfensberger W. (1981): *The Principle of Normalization in Human Services*. 中園康夫・清水貞夫編訳 (1982) 『ノーマリゼーション』学苑社.
- 山本直英 (1998) 『性の人権教育論』明石書店.
- 山下勝弘 (1987) 『精神薄弱者のための性教育ガイドブック』大揚社.
- 全日本手をつなぐ育成会 (2000) 『知的障害のある人の性とその周辺を理解する』